

大阪市告示第1326号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年9月30日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 鶴見緑地プール 水泳場	令和8年10月10日（土）から 同月12日（月）まで	午前9時から 午後7時まで
	令和8年10月14日（水）から 同月18日（日）まで	
	令和8年10月20日（火）から 同月25日（日）まで	
	令和8年10月27日（火）から 同年11月1日（日）まで	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）